

財形預金の新規事業主契約停止について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

小浜信用金庫は資産運用商品の多様化を受けて、下記の預金商品について新規事業主契約を停止させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新規事業主契約停止日

令和8年3月31日（火）

2. 新規事業主契約停止対象商品

- 一般財形預金
- 財形年金預金
- 財形住宅預金

※ 既に事業主契約をいただいているお客様については引き続きご利用いただけます。

以 上



いつも、あなたのとなりに。

小浜信用金庫